

建機付属クレーン部分の 定期自主検査者安全教育のしおり

社団法人 建設荷役車両安全技術協会

建機付属クレーン部分の安全教育について

クレーン機能を備えた車両系建設機械は、労働安全衛生法上は車両系建設機械に係る規定及び移動式クレーンに係る規定の両方が適用されています。

クレーン機能を備えた油圧ショベル（以下「当該機械」という。）の場合、油圧ショベルの部分に関しては特定自主検査を、また、油圧ショベルに付属した移動式クレーンの部分（以下「建機付属クレーン部分」という。）に関しては定期自主検査を各々行わなければならないこととなります。

一方、当該機械の定期（特定）自主検査を実施する者は、油圧ショベルの部分に関しては「特定自主検査者資格取得研修」を、建機付属クレーン部分に関しては「移動式クレーンの定期自主検査者に対する安全教育」（教育時間7.0時間）、又は「クレーン機能を備えた車両系建設機械のクレーン部分に係る定期自主検査者に対する安全教育」（教育時間3.5時間。以下「建機付属クレーン部分の定期自主検査者安全教育」という。）を修了することとなっています。

当協会としては、当該機械の特定自主検査者が建機付属クレーン部分の定期自主検査も同時に行うことができるように、当該機械の特定自主検査者に対して「建機付属クレーン部分の定期自主検査者安全教育」を行っています。

本安全教育は、当協会が主催者となり、(社)日本クレーン協会が共催者（主に教材発行等）となって実施されます。

以下に、(社)建設荷役車両安全技術協会（以下「^{ケンニキョウ}建荷協」という。）が実施する安全教育の内容及び受講手続き等について説明します。

1. 教育の受講対象者

(A) 下表の特定自主検査者の資格を保有して、その検査に従事する者。

区 分	機 械 の 種 類	対 象 機 械
車両系建設機械	整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械	ドラグ・ショベル (=油圧ショベル)

(B) (A)の検査者資格を取得するために当協会の資格取得研修を修了しているものの、検査実習記録表作成期間中で未だ修了証の発行を受けていない者。

(C) 既に関係団体 [(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会] 主催の「移動式クレーンの定期自主検査者に対する安全教育」（教育時間7.0時間）、または、それに準じた(社)日本建設機械工業会主催の「建機工認定移動式クレーン定期自主検査者講習会」を修了した者であって、建機付属クレーン部分について改めて本安全教育の受講を希望する者。

2. 教育の受講手続き

上記1.受講対象者(A)、(B)、(C)で安全教育の受講を希望する方は、次の書類を整え、最寄りの建荷協・支部に申込みを行って下さい。

- (1) クレーン機能付車両系建設機械クレーン定期自主検査者安全教育受講申込書。(様式61号)
- (2) (A)、(B)、(C)の資格を証明する修了証又は写し等。

(注意) 上記写しの場合、それが原本と相違ないことを証するため、その表面又は裏面の空白欄に事業主は証明捺印のこと。

前記申込みを頂いた方は、審査の後、建荷協・支部より「クレーン機能付車両系建設機械クレーン定期自主検査者安全教育受講票」（様式63号）が送付されますので、それに従って受講して下さい。

3. 教育カリキュラム

科目	範囲	教育時間 (Hr)
移動式クレーン定期自主検査の意義	クレーン機能を備えた車両系建設機械の定期自主検査の目的及び検査者の役割	0.50
移動式クレーンの上部旋回体、下部走行体及びアウトリガの検査に関する知識	モード切替スイッチ、キャブ又はキャノピー等の検査方法及び判定基準	0.50
移動式クレーンのフロントアタッチメントの検査に関する知識	フックブロックの検査方法及び判定基準	0.25
移動式クレーンの安全装置の検査に関する知識	移動式クレーンの各種安全装置の検査方法及び判定基準	1.00
移動式クレーンの荷重試験の方法及び各部給油一般の検査に関する知識	つり上げ試験、旋回試験及び走行試験による移動式クレーンの能力に関する検査方法及び判定基準	0.75
関係法令及び災害事例	1 労働安全衛生法、同施行令、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則のうち、移動式クレーンの定期自主検査に係るもの 2 災害事例	0.50
教育時間合計		3.50

(注意) 教育時間は最低時間を示します。

4. 教育受講料

(単位：円)

教育の種類	受講料	
	会員	一般
建機付属クレーン部分	7,000 *333	7,500 *357

(注意) ① 受講料は、教育を実施する建荷協支部に納金して下さい。

② 受講料には、テキスト代を含みます。

③ 受講料には、消費税5% (表中*印) が含まれます。

5. 教育修了証の交付

安全教育を受講された方は、教育修了後、安全教育を受講した証として当該教育に関する修了証が交付されます。

問い合わせ先